

S P F 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチ —S P R E Pを中心として—

小柏 葉子

広島大学平和科学研究センター

Regional Approach of the SPF Countries to Climate Change: Focus on SPREP

Yoko OGASHIWA

Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

In these days, the member countries of the South Pacific Forum (SPF) have paid special attention to climate change, notably global warming, which would bring serious effects to the Pacific Island States surrounded by the ocean. To tackle this problem, the SPF Countries have attempted to reflect their interests through some channels to the formation of international regime on climate change. As the first step to analyse their attempt, this paper focuses on the South Pacific Regional Environment Programme (SPREP) and investigates their regional approach through SPREP.

SPREP was set up in 1980 as a cooperative programme of the South Pacific Commission, the South Pacific Bureau for Economic Cooperation, UNEP and

ESCAP. However, it was short of effectiveness because of unautonomy of the organisation. At the initiative of the SPF Countries, SPREP became an autonomous independent regional body in 1991.

The SPF Countries formed a unified regional approach to climate change as a result of the first regional conference on climate change held in Majuro, the Marshall Islands, in 1989. Their regional approach was consolidated at the fourth SPREP intergovernmental meeting in New Caledonia in 1991. At the second SPREP meeting on climate change and sea level rise in New Caledonia in 1992, the SPF Countries made a final preparation for UNCED, where they gained substantial results.

Regional approach of the SPF Countries to climate change through SPREP indicates a new direction of the SPF regional cooperation. The SPF Countries start to use SPF as a coordinating body for cooperation in other levels as well as regional one. This new direction would grow further, for a good example, in their approach to Global Conference on the Sustainable Developemnt of Small Island Developing States which will be held in Barbados in April 1994.

* Special thanks to René Wilson, Patrick Nunn, David Esrom, Nadine Alatoa, Robin Yarrow, Don Stewart, Chalapan Kaluwin, Gary Wiseman, Jacob Sasingian, Ieremia Tabai and David Blackstock for valuable information.

はじめに

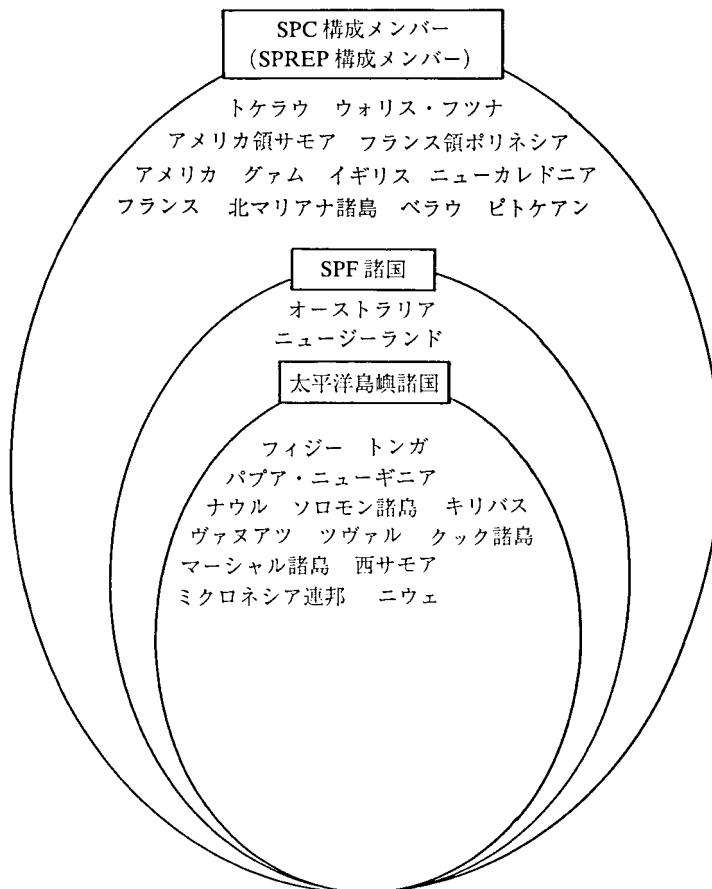
1971年に成立して以来、数々の面で地域協力の実績を積み重ねてきた南太平洋フォーラム（S P F）の加盟国が¹⁾、近年、地域協力の重要なイシューとして高い関心を寄せているのが、気候変動問題である。二酸化炭素の排出による、いわゆる温室効果によって、地球が温暖化すると、気候の変動が引き起こされ、海面が上昇するといわれている。こうした現象は、海洋に取り囲まれ、面積の狭小な太平洋島嶼諸国にとっては、きわめて重大な意味をもっているといえよう²⁾。とりわけ、太平洋島嶼諸国のうち、海拔わずか数メートルの平坦な環礁群からなる国々にとって、気候変動問題は、土地の水没による「環境難民」創出の可能性すらもたらしうる、実に切迫した問題となっているのである。S P F諸国との問題に対する強い懸念は、1991年のS P F会議において採択された、「地球温暖化と海面上昇は、太平洋地域にとって、もっとも深刻な環境上の脅威であった。太平洋諸国の文化的、経済的、物理的生存は、大きな危機にさらされた」とした最終コミュニケにも、うかがいしることができよう³⁾。

こうした気候変動問題をめぐって、S P F諸国は、地域協力を基盤としながら、いくつかのチャネルを通じて、国際レジーム⁴⁾の形成に、その声を反映させようと試みてきた。本稿では、こうしたS P F諸国の試みを論じるための第1段階として、S P F諸国が用いたチャネルの中から、地域環境機関の南太平洋地域環境計画（South Pacific Regional Environment Programme・S P R E P）を中心とりあげ、その気候変動問題をめぐる地域的アプローチの形成と展開を考察していくことにしたい。

本論に先立ち、若干、用語の整理をしておきたい。まず、太平洋島嶼諸国とは、S P Fに加盟する、独立、ないしは自治政府を樹立した島嶼諸国を指す。現在13カ国を数えるこれら太平洋島嶼諸国に、オーストラリア、ニュージーランドを加えたものが、S P FのメンバーであるS P F諸国である。さらに、S P F諸国にイギリス、フランス、アメリカ、および9非独立島嶼地域を加えたものが、南太平洋委員会（S P C）構成メンバーである⁵⁾。S P R E Pの構成メンバーは、S

P C 構成メンバーと同一である。これらの関係を図に表わすと、以下のようなになる（第1図参照）。

第 1 図



すなわち、S P F 諸国は、S P R E P 構成メンバーの中で、コア・グループとして位置づけることができる。

I S P R E P の組織的発展

最初に、S P F 諸国が地域的アプローチ展開の場としてきたS P R E Pとは、いかなる組織で、どのような経緯をたどってきたのか、その組織的発展を検討しておくことにしたい。

S P R E P 設立の起源は、1975年にさかのぼる。この年、国連環境計画（U N E P）の初代事務局長ストロング（Maurice Strong）は、カナダのバンクーバーで開催された太平洋科学会議において、南太平洋の地域的環境管理計画の設立を提唱し⁶⁾、S P C に計画の実現を要請した。これを受け、S P C は、1976年、S P R E P の前身となる包括的環境管理計画（Comprehensive Environmental Management Programme・C E M P）の予備的プランをU N E P に提出した。同年、S P F 会議においても、環境問題に対する地域的アプローチをS P Cとともに協議していく決議がなされ、S P C とS P F の事務局である南太平洋経済協力機構（S P E C）〔現・フォーラム事務局（Forum Secretariat）〕の両者共同による地域環境機関設立をめぐる協議が開始された。また、この年には、後にS P R E P の行動計画の指針となる、太平洋島嶼諸国の陸上資源の保護を主目的とした、南太平洋自然保存条約（Convention on the Conservation of Nature in the South Pacific・通称アピア条約）が採択された。

1977年、S P C とS P E C は、協議の末に練られたC E M P の再検討案を、各々、S P C 会議とS P F 会議にはかった。再検討案は、1978年に両会議において、それぞれ承認を受け、1979年にはU N E P から地域海洋計画の一環として資金協力を得た。こうして1980年1月に、S P C、S P E C、U N E P、アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）の4者によって、C E M P 改めS P R E P が地域環境機関として正式に設立された⁷⁾。

S P R E P は、さらに、1982年3月にクック諸島で開催された閣僚レベルの南太平洋人間環境会議（Conference on the Human Environment in the South Pacific）において、南太平洋天然資源および環境管理行動計画（Action Plan for Managing the Natural Resources and Environment of the South Pacific）をS P R E P の行動計画として採択する。行動計画は、S P R E P の管轄範囲をS P C

の管轄する太平洋島嶼諸国、および非独立島嶼地域の陸地、淡水、群島水域と規定し、またS P R E P の目標を「島嶼住民の平和、進歩、繁栄に貢献する方法で」資源を保存し、管理すること、と定めていた⁸⁾。

このようにして基本的枠組みを整えたS P R E P は、本格的に活動を展開していくが、その活動内容は、(1)環境調査、(2)環境計画・環境管理、(3)環境教育、(4)環境情報、の4分野に大別することができた。第2番目の環境計画・環境管理に関連して、S P R E P 構成メンバーは、1986年11月に、南太平洋地域天然資源および環境保護条約 (Convention for the Protection of the Natural Resources and Environment of the South Pacific Region・通称S P R E P 条約) を採択した。S P R E P 条約は、南太平洋地域の海洋、および沿岸の環境汚染の防止と管理を目的とした条約であり、先のアピア条約と補完的関係をなすものであった⁹⁾。

しかしながら、S P R E P の組織としての主体性は、きわめて限定的なものといわざるをえなかった。S P R E P は、S P C、S P E C、U N E P、E S C A P の4組織共同運営という形式をとっており、独立した地域組織として存立していなかつたためである。S P R E P の運営の実権は、上記4組織の代表からなり、S P E C事務局長を長とする調整グループ (Coordinating Group) に委ねられていた。また、S P R E P の最高ポストは調整員 (Coordinator) というランクにとどめられ、高い権限は与えられていなかった。

共同運営にあたる4組織の中でも、特にS P R E P に対し、大きな影響力をもっていたのは、S P C であった。S P R E P 設立に際し、イニシアチブをとったS P C は、ニューカレドニアのヌーメアにあるS P C本部内の一隅をS P R E P 事務局に提供すると同時に、S P R E P 事務局の運営資金をも負担しており、S P R E P に直接的な影響力を及していた。加えて、S P R E P の事業計画、および予算の決定に際しては、S P C会議における承認が必要とされていた。

こうしたS P R E P のありかたを改め、構成メンバーのS P R E P に対するコミットメントを強めるために、1986年、S P R E P 政府間会議 (SPREP Inter-governmental Meeting) が設置される。S P R E P 構成メンバーによって形成されるS P R E P 政府間会議は、2年ごとに開催され、S P R E P の事業計画、および予算の検討、承認にあたるものであった。

そしてさらに、1988年には、S P R E P 政府間会議において、調整グループの廃止と、運営委員会（Steering Committee）の設置が決定する。ポリネシア、メラネシア、ミクロネシアの島嶼サブ・リージョンの代表各1名、域内メンバーであるオーストラリア、ニュージーランドの代表1名、域外メンバーであるフランス、イギリス、アメリカの代表1名によって構成される¹⁰⁾運営委員会の役割は、S P R E P 政府間会議によって承認された事業計画の履行を監督するものであった。これによって、S P R E P の運営は、S P C、S P E C、U N E P、E S C A P の4組織による共同運営から、S P R E P 構成メンバーの手へと、比重を移すことになったといえる。

しかし、それになお飽きたらず、S P R E P の抜本的な組織改革に乗り出したのが、S P F 諸国であった。S P F 諸国は、地域環境機関として成立しながら、主体性に限界のあるS P R E P を自立的な組織に改革し、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に対する地域的アプローチの結集と展開の場として、S P R E P を活用しようと図ったのである。

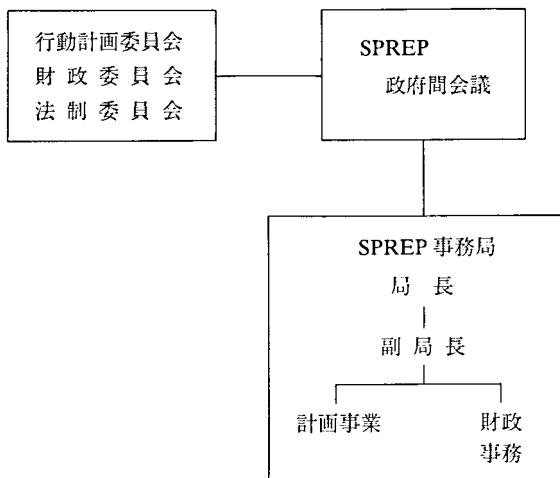
1990年7月、ヴァヌアツで開かれたS P F 会議において、S P F 諸国は、「環境問題、特に気候変動、海面上昇、および廃棄物海洋投棄の太平洋の国々と人々に対する根本的な重要性」について認め、「環境問題に対応するための制度的取決めの強化が展開されるべきである」ことで合意し、S P R E P の能力と実効性を強化するために、S P R E P の将来の制度上、および運営上の改革を検討する特別委員会の設置を決議した¹¹⁾。特別委員会は、S P F 会議終了後ただちに召集され、S P R E P の組織改革に対するS P F 諸国の統一態度のとりまとめを行った。S P F 諸国が合意したS P R E P 組織改革案は、S P R E P を完全に独立させ、財源を確保すると同時に、恒久的スタッフを配置して、真に地域環境機関として機能させていくというものであった¹²⁾。

S P F 諸国は、このS P R E P 完全独立化案を、9月に開催されたS P R E P 政府間会議にはかり、S P R E P の行動計画、財政制度、法的地位の再検討をそれぞれ行う、3つの作業グループ設置の決議をひきだした¹³⁾。これら各作業グループの議長国は、西サモア、フィジー、パプア・ニューギニアのいずれもS P F 諸国であり、S P F 諸国完全独立化案に基づいて、S P R E P は動き出すこと

になったのである。さらに、この同じ S P R E P 政府間会議において、運営委員会の廃止と、S P R E P 政府間会議の毎年開催が決定され、S P R E P の完全独立化を見越した組織の再編が、あわせて進められていった。

S P R E P の完全独立化が正式に決定したのは、翌1991年のS P R E P 政府間会議においてであった¹⁴⁾。S P R E P の運営権はS P R E P 政府間会議が掌握し、その下に設けられた行動計画、財政、法制の3つの委員会が、S P R E P 政府間会議を補佐することになった。S P R E P 政府間会議が決定した事業計画の遂行にあたるS P R E P 事務局は、その財政、スタッフ数を飛躍的に増加させ、最高ポストも調整員から局長 (director) へと格上げされることになった（第2図参照）。

第 2 図



また、S P R E P 本部は、ニューカレドニアのS P C 本部内から、西サモアのアピアに移転することが決定し¹⁵⁾、物理的にもS P R E P は、S P C の影響力から離れることになったのである。

S P R E P は、こうしてS P C、S P E C、U N E P、E S C A P の4組織による共同運営から脱し、独立した地域組織となった。そこには、S P R E P 構成メンバー内でコア・グループを形成するS P F 諸国の強力なイニシアチブが働い

ていたことは、すでに述べた通りである。この完全独立化を契機として、S P R E P は、従来の技術協力的な活動分野に加えて、S P F 諸国が望む、地球環境問題に対する地域的アプローチの調整・推進役としての役割を一段と強めていくようになるのである。

II マジュロ会議

S P F 諸国が気候変動問題に対する地域的アプローチを S P R E P の場において形成するようになったのは、1980年代半ばのことであった。

1987年、U N E P の提唱によって、南太平洋における気候変動の影響を調査する作業チームが組織され、S P R E P は、南太平洋環境機関連合（Association of South Pacific Environmental Institutions・A S P E I）¹⁶⁾とともに、これに加わった。作業チームによる第1次報告書は、1988年のS P R E P 政府間会議に提出され、これを受けて、S P R E P 政府間会議は、S P R E P に対し、気候変動問題に関する地域レベルの会議の開催を勧告した¹⁷⁾。

S P R E P, S P C, U N E P, A S P E I の共催により、南太平洋における気候変動、および海面上昇に関する政府間会議が、それ自身、気候変動によって大きな影響を受けると予測されているマーシャル諸島のマジュロ（Majuro）において開催されたのは、1989年7月のことであった。11の太平洋島嶼諸国と、ニュージーランド、オーストラリア、フランスが参加したこの会議は、気候変動問題を地域レベルで討議する初の会議として、深い意義をもつものであったといえる。

マジュロ会議の成果のまず第1は、地球温暖化によってもたらされる気候変動が南太平洋地域に及ぼす生態的、社会経済的影响、とりわけ平坦な太平洋島嶼諸国に及ぼす影響の深刻さが、初めて地域的に共通認識された点である。会議において検討されたS P R E P / U N E P / A S P E I 共同作業チームによる気候変動に関する最終報告書は、それまで不足していた同問題に対する科学的データを提供するものであり、会議参加国は、同問題がきわめて重要な地域的問題であるという認識を深めたのであった¹⁸⁾。

成果の第2は、このような気候変動問題の予測される影響に対し、地域的に対

応を検討し、模索していくことを、会議参加国が合意したことである。具体的には、6つの太平洋島嶼諸国をとりあげ、気候変動がそれぞれの国レベルの環境、および社会経済構造にどのような影響を及ぼしうるのか、綿密な調査を行ない、それを気候変動問題に対する将来の対応、ならびに政策立案に還元させていくことが決定された¹⁹⁾。

成果の第3点目は、S P R E P を気候変動問題に関する南太平洋地域の情報交換、ならびに意見調整機関として、いっそう活用し、太平洋島嶼諸国の同問題に対する統一的な態度を国際レジームの形成過程に反映させていくことを、会議参加国が了解したことである²⁰⁾。気候変動をめぐる国際レジームの形成は、すでに1988年11月に、U N E P と世界気象機関（World Meteorological Organization）が、国際条約の作成交渉の場として、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change・I P C C）を設立したことで、開始されていた。マジュロ会議参加国は、さっそく、同年10月にジュネーブにおいて開催される、I P C C の第三作業グループ（対応戦略）の会議に、太平洋島嶼諸国からメラネシア、ポリネシア、ミクロネシアの各代表を派遣し²¹⁾、気候変動問題に対する太平洋島嶼諸国の懸念を伝達することを決定した。これは、太平洋島嶼諸国がS P R E P を媒介としながら、気候変動をめぐる国際レジームの形成過程に参加していく最初のステップとなったのである。

そして、最後の成果として、マジュロ会議で行なわれたこうした討議をふまえて、会議参加国が宣言を採択したことをあげることができる。気候変動に関するマジュロ宣言と呼ばれるこの宣言では、地球温暖化による気候変動問題においては、「南太平洋の人々が他者の活動の結果の罪のない犠牲者」であることが指摘され、先進工業諸国は「財政的、科学的、技術的資源」を太平洋島嶼諸国に提供するよう求められていた²²⁾。気候変動に関するマジュロ宣言は、太平洋島嶼諸国が気候変動問題の地域的な重要性を地域内外に示し、それに対し地域的に取組んでいく姿勢を明らかにした、いわば太平洋島嶼諸国の同問題に対するガイドラインになったといえよう。

マジュロ会議の開催によって、気候変動問題は地域的な重要課題の一つとして認識されるようになり、S P F 諸国は同問題に対し、地域的アプローチを形成す

るようになった。それにともなって、S P F 諸国が地域的アプローチ形成の場とした S P R E P の役割は、いっそう重要性を増すようになっていったのである。

III 第4回 S P R E P 政府間会議

気候変動問題に対し、地域的アプローチを形成した S P F 諸国は、1991年になると、さらにそれを発展させていく。この翌年にはブラジルにおいて国連環境開発会議（U N C E D）が開催されることになっており、その場における気候変動枠組み条約（Framework Convention on Climate Change）の調印が目指されていたところから、S P F 諸国の気候変動問題に対する地域的アプローチは、U N C E D に照準を合せ、さらに活発に展開されていくようになったのである。

同年7月、ニューカレドニアにおいて行なわれた第4回 S P R E P 政府間会議の主要議題は、まさにこの U N C E D に対し、S P R E P 構成メンバーがいかに臨むか、を討議するものであった。その結果、うみだされたのが、以下の3つものである。

その第1は、環境および開発に関する閣僚宣言（Ministerial Declaration on Environment and Development）である。第4回 S P R E P 政府間会議に出席した S P R E P 構成メンバーの閣僚という、S P R E P の最高意思決定レベルによる同宣言は、「南太平洋地域の環境に対する懸念の反映として、貴重な基盤を提供するもの」と位置づけられていた²³⁾。すなわち、同宣言は、環境問題に関し、S P R E P 構成メンバーが統一態度を形成し、S P R E P という機関を通じて、地域的アプローチをとっていることを、域外に対して指示する目的を持っていたといえる。なかでも、気候変動問題に関しては、国連総会での決議を引用しつつ、「海面上昇の不利益な影響に対する小島嶼諸国の特別な脆弱性」が強調されるなど²⁴⁾、S P R E P 構成メンバーが、同問題に対し、強い懸念をもって臨んでいることが表明されていた。

第2は、U N C E D 準備委員会第3回会議に対する南太平洋地域声明（South Pacific Statement to the Third Session of the UNCED Preparatory Committee）である。同年の8月から9月にかけて、ジュネーブで行なわれる予定の U N C E

D準備委員会第3回会議にあてたこの声明は、S P R E P構成メンバーの多くが小島嶼諸国であり、環境変化に対して脆弱であると同時に、天然資源に大きく依拠している事實を指摘し、気候変動、海洋、土地資源など7項目にわたって、国際的な行動を要求するものであった²⁵⁾。同声明は、S P R E P構成メンバーが、国際社会に向けて、具体的な行動の実施を訴えたものであり、地域的アプローチの表明である、先の環境および開発に関する閣僚宣言と補完的関係をなしていたと考えることができよう。事実、この声明は、環境および開発に関する閣僚宣言とともに、南太平洋地域からのインプットとして、U N C E D準備委員会第3回会議に提出され、さらには国連の公式文書となったS P R E P作成の『パシフィック・ウェイ－U N C E Dに対する太平洋島嶼開発途上諸国のリポート』(Pacific Way: Pacific Island Developing Countries Report to UNCED) の基盤となったのである²⁶⁾。

第3は、1991年—1995年南太平洋地域環境管理行動計画（1991—1995 Action Plan for Managing the Environment of the South Pacific Region）である。これは、先に定められたS P R E Pの行動計画を、U N C E Dに向けた、そしてまたU N C E Dにおける成果を取り入れるために改訂したもので、(1)生態的多様性の保存、(2)気候変動、(3)環境管理と計画、(4)沿岸管理と計画、(5)汚染防止と管理、(6)緊急汚染への計画と対応、(7)環境教育と訓練、(8)環境情報、(9)地域的、地球的環境問題、の9つの事業計画を設定していた²⁷⁾。

以上の3つが、第4回S P R E P政府間会議における成果であった。これらは、S P F諸国の気候変動問題をめぐる地域的アプローチが、S P R E Pを通じていっそう展開されている状況を如実に示す証左であったということができるであろう。

IV 第2回S P R E P気候変動・海面上昇会議とU N C E D

1992年に入ると、気候変動をめぐる国際レジーム形成交渉は、一段と活発な動きを見せるようになった。I P C Cが1990年11月の第2回世界気候会議に提出した最終報告書の勧告に基づいて、同年12月には、気候変動枠組み条約政府間交渉委員会（Intergovernmental Negotiations Committee for a Framework Convention

on Climate Change・INC／FCCC) が設立されていた。このINC／FCCC Cが中心となって、1991年2月から開始された気候変動枠組み条約をめぐる交渉は、UNCEDの開催を目前に控え、条約の採択を目指して、調整作業が精力的に行なわれていたのである。こうした情勢をふまえて、SREP構成メンバーが、条約交渉に「最後の地域的インプット」²⁸⁾を行なうために開催したのが、同年4月のニューカレドニアにおける第2回SREP気候変動・海面上昇会議であった。

4日間にわたって行なわれた同会議では、気候変動と海面上昇問題に関し、最新の科学的情報に基づいた調査結果の報告や、IPCC、INC／FCCCにおける条約交渉過程の報告等がなされ、SREP構成メンバーは、(1)今後5年間のSREPの気候変動事業計画、(2)UNCEDに対する具申、を決議した²⁹⁾。

こうして、SREPを通じて気候変動問題をめぐる地域的アプローチを展開してきたSPF諸国は、いよいよ1992年6月、正念場となるUNCEDを迎えた。UNCEDには、SPF諸国の首脳のほとんどが出席し、SPF諸国の代表総人數は、100人以上にのぼった³⁰⁾。結果的に、SPF諸国がUNCEDにおいて手にした成果は、以下の3つであったと考えられる。

第1は、INC／FCCCによってすすめられてきた国連気候変動枠組み条約の調印である。同条約の交渉過程では、主に二酸化炭素の最大排出国であるアメリカが、二酸化炭素の排出規制に反対して、交渉を難航させ、一時は条約成立は不可能という観測さえ流れた。こうした条約交渉過程に、SREP構成メンバーは、しばしば失望し、強い不満の念を表わしてきた³¹⁾。しかし、ついに、温室効果ガスの人为的排出を1990年代末までに従前のレベルに戻す義務を先進国に課し、一方、開発途上国に対しては、気候変動問題に対応するための資金、および技術の提供を約束することを明記した、国連気候変動枠組み条約が、153カ国によって調印されるにいたった。さらには、同条約の中では、資金供与、技術移転等の面で、十分な考慮を払うべき対象国として、小島嶼諸国があげられていた³²⁾。SPF諸国が訴え続けてきた、気候変動に対する小島嶼諸国の脆弱性に対し、ひとまず国際的な対応がとられたといってよいであろう。

第2は、UNCEDで採択された環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣

言（Rio de Janeiro Declaration on Environment and Development）の中で、先進国が、自らの社会が地球環境に与えた重圧の点から、持続可能な発展の国際的追求に責任を有していることを認めた点である³³⁾。気候変動問題は、大きな被害を被る太平洋島嶼諸国が責任当事者ではなく、先進国に責任があるがゆえに、同宣言は、S P F 諸国の立場を擁護するものとなったといえよう。

第3は、同じく U N C E D において採択されたアジェンダ21（Agenda 21）が、気候変動問題を、大気保全、海洋保護、淡水資源の質の保護と管理、の3つの条項において扱っていた点である³⁴⁾。アジェンダ21は、先の環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言を具体化するための行動計画であり、気候変動問題は、S P F 諸国が主張してきたように、今後、取組まれるべき地球環境問題の主要課題の一つとして、正式に国際的に規定されたのである。

こうした U N C E D における成果は、もちろん、S P F 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチにとって、終着点となったわけではない。むしろ、さらなる目標に向っての新たなる出発点となったということができる。しかし、そうであるにしても、S P F 諸国が S P R E P を通じて積み重ね、展開してきた気候変動問題をめぐる地域的アプローチが、U N C E D において、一つの結実を見たことは評価する必要があるといえよう。

V S P F 地域協力への示唆

以上、S P F 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチの形成と展開を考察してきた。最後に、それではこうした S P F 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチの展開が、S P F の地域協力そのものに対しては、いかなる含蓄をもっているのか、その S P F 地域協力への示唆を考えてみたい。

S P F 諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチの展開において特徴的なことは、S P F 諸国が従来のように S P F を全面的に用いるのではなく、S P R E P を地域的アプローチの展開の場として、もっぱら用いてきた点である。S P R E P は、S P F が気候変動問題に本格的に取組む以前に、すでに地域環境機関として成立していた。そこで S P F 諸国は、S P R E P と競合するよりも、

既存のS P R E P を最大限活用することを選んだのである。また、S P R E P は、冒頭で述べたように、S P F 諸国以外に、3つの域外諸国と9つの非独立島嶼地域をメンバーとしており、S P F の「リージョナリズム」に対して、それよりも広い範囲に及ぶ、いわば「拡大リージョナリズム」と呼ぶべきものであり、国際社会に働きかけていく上で、より効果的であったといえよう。

しかし、ここで留意を促しておきたいのは、S P F 諸国がS P F を基盤とした地域協力を、以前ほど重視しなくなってきたというわけではなく、S P F における地域協力をまさに基としながら、「リージョナル」以外の他のレベルのチャネルを用いだした、ということである。すなわち、S P F 諸国はS P F をコアとしながら、それ以外のさまざまな他のレベルのチャネルを組合せて用いていく上での調整体としてS P F を使い始めるようになった、と考えられるのである。

こうしたS P F 諸国の地域協力に対する新しい動きは、今後も進展していくといえるであろう。たとえば、U N C E Dにおいて調印された国連気候変動枠組み条約は、気候変動問題に対処するための大枠を定めた「最初のステップ」であり、地球温暖化の脅威を阻むには十分でない、とS P F 諸国は認識している³⁵⁾。U N C E D直後に開かれたS P F 会議で、S P F 諸国は、同条約の履行と精緻化のために、議定書交渉の早期開始を訴える最終コミュニケを採択しており³⁶⁾、今後ますます、S P F 諸国は、気候変動問題に対しての地域的アプローチを、S P R E P のチャネルを通じて展開していくものと予測される。

また、S P F 諸国のが「リージョナル」以外のレベルのチャネルを組合せて用いていく地域協力の展開は、気候変動問題にとどまらず、他の分野にも及び始めている。U N C E Dにおいて採択されたアジェンダ21の中で、小島嶼諸国の要求に応えて、小島嶼諸国の持続可能な発展が特別に言及された。これを受けて、国連は、1994年4月にバルバドスにおいて、小島嶼発展途上諸国との持続可能な発展に関する世界会議（Global Conference on the Sustainable Development of Small Island Developing States）を開催することに決定した。S P F 諸国は、同会議の準備に向けて、S P R E P との協力を呼びかけ³⁷⁾、すでに1993年6月、ヴァヌアツにおいて、S P R E P 主催による、バルバドス会議へのインプットを目的とした、インド洋および太平洋の小島嶼発展途上国との第1回専門家会議を開催した³⁸⁾。S

P F 諸国の「リージョナル」以外のレベルのチャンネルを組合せた地域協力は、ここでも展開され始めているといえよう。

このような S P F 諸国の地域協力に対する新しい動きに關し、本稿では、S P R E P という「拡大リージョナル」レベルに焦点を当てて、考察を行なってきた。その他のレベルにおける S P F 諸国的新たな地域協力の展開については、次稿において検討を試みることにしたい。

* 本研究は、1993年度の文部省科学研究費補助金奨励研究（A）、およびトヨタ財團研究助成金の助成を受けた。

注

- 1) 初期の S P F 地域協力の概要については、小柏葉子「形成期 S P F の性格と機能」『広島平和科学』第15号、1992年、を参照のこと。
- 2) 地球温暖化の太平洋諸島に及ぼす影響について、詳しく述べ、William Aalbersberg, Patrick D. Nunn and Asesela D. Ravuvu (eds.), *Climate and Agriculture in the Pacific Islands: Future Perspectives*, Suva, 1993. を参照のこと。
- 3) Forum Secretariat, *Twenty-Second South Pacific Forum: Forum Communiqué*, Palikir, 1991, p.5.
- 4) 地球環境問題における国際レジームの概念については、ガレス・ポーター、ジャネット・W・ブラウン(信夫隆司・訳)『地球環境政治—地球環境問題の国際政治学』国際書院、1993年、40—41ページを参照のこと。
- 5) S P C については、小柏前掲論文、56—58ページを参照のこと。
- 6) U N E P は、1974年から、海洋環境の保護を地域レベルで行なうことを目的とした、地域海洋計画 (Regional Seas Programme) の設立を開始していた。
- 7) Sam Pearsall, "Emergence of the South Pacific Regional Environment Programme: A Case Study in Pacific Regionalism," *Pacific Viewpoint*, Vol.31, No.1, 1990, pp.6-7.
- 8) South Pacific Organisations Co-ordinating Committee, *South Pacific Organisations Co-ordinating Committee*, Suva, 1991, p.33.
- 9) S P R E P 条約に関しては、Jeremy Carew-Reid, *Environment, Aid and Regionalism in the South Pacific*, Canberra, 1989, pp.80-92.を参照のこと。
- 10) 第1回の運営委員会のメンバーは、ポリネシア代表がアメリカ領サモア、メラネシア代表がフィジー、ミクロネシア代表がミクロネシア連邦、域内メンバー代表がニュージーランド、域外メンバー代表がフランスであった。
- 11) Forum Secretariat, *Twenty-First South Pacific Forum: Forum Communiqué*, Port Vila, 1990,

p.2.

- 12) 元・フォーラム事務局次長レネイ・ウィルソンへのインタビュー, 1993年8月23日, および元・フィジー外務省次官ロビン・ヤローへのインタビュー, 1994年2月14日。
- 13) South Pacific Regional Environment Programme, *1991/92 Annual Report*, Apia, 1992, p.5.
- 14) *Ibid.*
- 15) 実際に移転が完了したのは, 1992年のことであった。
- 16) 環境問題に取組む政府, N G O 双方を含んだ緩いネットワークとして, 1986年に結成された。現在は, ほぼ消滅状態にある。南太平洋環境機関連合作業チームメンバー・南太平洋大学上級講師パトリック・ナンへのインタビュー, 1993年9月13日。
- 17) SPREP Secretariat, "The SPREP Climate Change Programme," *Second SPREP Meeting on Climate Change and Sea Level Rise in the South Pacific Region*, ed. by John Hay and Chalanpan Kaluwini, Apia 1993. p.9.
- 18) South Pacific Regional Environment Programme, *Report of the SPC/UNEP/ASPEI Intergovernmental Meeting on Climate Change and Sea Level Rise in the South Pacific*, Noumea 1989, pp.5-13.
- 19) *Ibid.*, p.36.
- 20) *Ibid.*, pp.34-40.
- 21) メラネシア代表にはヴァヌアツ, ポリネシア代表にはトンガ, ミクロネシア代表にはマーシャル諸島が選出された。
- 22) *Ibid.*, p.71.
- 23) South Pacific Regional Environment Programme, *Fourth Intergovernmental Meeting: Report of the Meeting of Officials*, Apia, 1991, p.12.
- 24) *Ibid.*, p.47.
- 25) *Ibid.*, pp.51-62.
- 26) South Pacific Regional Environment Programme, *1991/92 Annual Report*, p.10.
- 27) South Pacific Regional Environment Programme, *1991-1995 Action Plan for Managing the Environment of the South Pacific Region*, Apia, 1993, pp.8-25.
- 28) Vili Fuavao, "Preface," in Hay and Kaluwini (eds.), *op.cit.*, p.1.
- 29) South Pacific Regional Environment Programme, "Agenda Item 7.2: Work Programme Reports- Climate Change," *Sixth SPREP Meeting: Working Papers*, Apia, 1993, p.6.
- 30) South Pacific Regional Environment Programme, *1992/93 Annual Report*, Auckland, 1993, p.18.
- 31) Fuavao, *op.cit.*, p.6.; *Pacific Islands Monthly*, Vol.60. No.11, November 1990, p.35.
- 32) 地球環境法研究会編, 「気候変動枠組み条約・第4条8」『地球環境条約集』, 中央法規, 1993年, 373ページ。なお, 同条約の交渉過程については, Matthew Paterson and Michael Grubb, "The International Politics of Climate Change," *International Affairs*, Vol.68, No.2, 1992, pp.293-310.が詳しい。
- 33) 地球環境法研究会編前掲書, 「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言・原則7」63ペー

ঁো

- 34) United Nations, "Agenda 21: Programme of Action for Sustainable Development; Section 2: Conservation and Management of Resources for Development; 9. Protection of the Atmosphere, " "17. Protection of the Oceans, All Kinds of Seas, Including Enclosed and Semi-Enclosed Seas, and Coastal Areas and the Protection, Rational Use and Development of Their Living Resources, " "18. Protection of the Quality and Supply of Freshwater Resources: Application of Integrated Approaches to the Development, Management and Use of Water Resources," *Agenda 21: Programme of Action for Sustainable Development*, New York, pp. 77-83, pp. 147-185.
- 35) Forum Secretariat, *Twenty-Third South Pacific Forum: Forum Communique*, Honiara, 1992, pp.2-3.
- 36) *Ibid.*, p.3.
- 37) Forum Secretariat, *Twenty-Fourth South Pacific Forum: Forum Communique*, Nauru, 1993, p.7.
- 38) South Pacific Regional Environment Programme, *Environment Newsletter*, No. 33, April-June 1993, pp. 4-5.